

ひめじ市民法律事務所

市民法律だより

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、姫路の地に「市民法律事務所」を設立した最初の年でもあり、皆様からは格別の御厚情を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

1年の経つのは早いもの。晩秋にカエデやエノキの紅葉が三左衛門堀を赤や黄に染めていたかと思うと、もう年が明け、氷ノ山や鉢伏山の雪景が楽しめる季節がやってきました。

世間では、ルールやシステムが相変わらずめまぐるしく変わろうとしています。国内では少子高齢化と政府の財政赤字という長期的な活動停滞要因が顕在化し、国外では隣国中国が、唐や明の時代同様の政治的台頭を遂げようとしています。そして、世界全体では、情報・金・モノ・人が、軽々と国境を越えるボーダレス化もスピードを益々早めています。そんな変化の時代のお正月。

そういう時だからこそ、人の権利を守り、社会正義を実現するという使命を尺度に、こつこつと働きたい。相談者がほっとできる事務所、自覺的な仲間の絆を強める事務所、市民同士を結びつける事務所、地域を元気にする事務所、全国の消費者運動の核となる事務所。これらを目標に、さらなる努力を続けていきたいと思います。

新しい年が皆様にとって佳き年でありますようお祈り申し上げて新春のご挨拶と致します。

2011年 卯年正月 所員一同

発行責任者

〒670-0952 姫路市南条10-4

ひめじ市民法律事務所

所長 弁護士 平田元秀

電話 079-282-0430

FAX 079-282-0433

<http://himejishimin.com/>

事務所営業時間

月～金 午前9時30分

～午後6時

土曜日 午前9時30分～12時

コンテンツ

年始のご挨拶	1
弁護士の小話	2
スタッフの一	
「1年を振り返って」	3
事務所行事から一	
「夏の事務所旅行」	3
姫路のおいしいお店	4
編集後記	4

裁判員裁判における 自白事件の厳罰化について

弁護士 平田元秀

日本の犯罪統計の推移を見ると、殺人・強盗・強姦・放火といった裁判員裁判の対象となる凶悪犯の認知件数は、「60年代以降ほぼ一貫して長期的減少傾向にあります。日本の犯罪率は、現在でも、いわゆる先進国であるO E C D諸国の中で最も良好なレベルにあります（犯罪被害者数／人口比で第2位の低さ。<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/2788.html>）。

ところが一方で、「09年以降実施されている裁判員裁判における自白事件では、従前の量刑相場と比較して重く罰するいわゆる厳罰化傾向が続いています。この傾向は、一般に報道されているものとは異なり、強姦致傷事件や危険運転致死傷罪などの一部の罪に限られるものではなく、殺人等の社会的耳目を集めた「凶悪事件」の全般的な傾向といえそうです。このような重罰化傾向は、今世紀に入り、裁判員裁判が始まる前から、徐々に強まってきています。では、このような傾向はどのように評価すればよいのでしょうか。

刑罰規定が存在する目的は、刑罰によって守ろうとする法益を保護し、社会秩序を良好に保ち、国民のよりよい生活を確保することにあります。こうした目的を果たすために、どのような刑を課すべきかを測る観点として、一般に①犯罪に対する応報（しかるべき制裁）の観点、②犯罪防止効果（抑止・威嚇の効果）の観点、③犯罪を犯した者の更生の観点という3つがあげられます。被害者の報復感情に国家が応答するという点は、①の観点の中に含まれるものと理解されています。

殺人・強盗・強姦・放火。これらは数としては前記の通り減り続けており、少年が過去と比べて特に凶悪化しているというのも事実ではありませんから、重罰化傾向は、②の犯罪の防止（抑止・威嚇）という観点から正当化することはできません。また、死刑にすれば、受刑者は生きて社会に復帰できませんので、③の更生の観点はそこにはないですし、無期刑や20年といった長い懲役刑にしても、ほぼ社会から隔離する処分というべきですから、これは、その受刑者の将来の悔い改めを期待してなされる処分とは言いにくいものです。

そこで、基本的には、最近の凶悪事件に対する重罰化の傾向は、①の犯罪に対する応報（しかるべき制裁）の観点からなされているものだといえます。

ただ、「応報の観点」といっても、これは要するに「目には目を、歯には歯を」（同害報復）という古典的な考え方によるもので、この考え方だけでは、「これまでの量刑相場」が、最近になって「重

罰化」している理由の説明にはなりません。

この問題を考えていて、またいい本に出会いました。現代人文社から出ている「グローバル化する厳罰化とポピュリズム」という日本犯罪社会学会編の本です。キーワードは「刑罰のポピュリズム」。

「ポピュリズム」とは「マスコミなどを使ってキャンペーンを組み、直接世論に影響を与えようとする政治手法」を指しますが、「刑罰のポピュリズム」が日本に到来したことを告げる代表例は、やはり「光市母子殺人事件」だといえます。元少年に死刑を求める続けた被害遺族の言葉には視聴者が全く共感できる何か、がありました。その共感が渦になり、タレントやコメンテーターの絶叫になって、「世情」・「世論」が形成され、その空気を読んで最高裁は高裁判決を差し戻したのです。遺族は全国犯罪被害者の会（N A V S）の幹事に就任していました。

被害者運動の特定のグループが世論を代表するようになり、政治家たちは、そのようなものとして世論に迅速に応ずる。その政策を支持する学者と法曹のグループが形成され、裁判所もその流れに従う。

「ポピュリズム刑事政策は、いまや日本で確立したように思われる」と同書はいいます（186頁）。

同書に示唆されて、このような傾向を生み出した背景についていくつかポイントを上げます。

- ① 1996年に小選挙区制が導入されて以来、自民党をはじめとする大政党が世論に対してより応答的になってきたこと、
- ② 日本のメディアが冷戦終結後ますます市場化、商業化の度合いを強めており、「犯罪者」の「残酷なディテール」を告発する番組が氾濫する影響で「体感治安」が常に悪化する傾向にさらされていること、
- ③ 福祉的志向性と刑罰文化との間には関連性があり、「貧困へのたたかい」は「犯罪への戦い」とは異なる政策をもたらすし、福祉的な社会では、人は寛容になる余裕があり、共にあるという感情が成立しやすいが、社会的な分断の進展が、猜疑と恐怖、他者性の感情といったものを育むこと。

小選挙区制と、オール保守の時代の到来と、小泉政権下の規制緩和・市場万能路線、福祉切捨て・自己責任型社会の到来と、その延長線上での「国民に利用しやすい」司法改革路線と、裁判員裁判。

すべてが共鳴し合って今日、ここに至っているようです。

[2010年12月記]

1年を振り返って

事務局 南 ひろみ

新しい事務所に移り、早いもので一年が過ぎようとしています。振り返ってみると、あれよあれよとあっという間の一年で最近少し落ち着き始めたのではないかと感じています。最初の頃は事務所を訪れた方々にバタバタとお見苦しいところをお見せしていたようにも思います。来られた方の名前と顔が一致せず玄関で不思議な顔をしたり、相談時にもスムーズに対応ができずなど失礼な面がその他もろもろあったりと・・・、やってしまいました。この私が、大きな失敗もせず(?)無事に一年を過ごせたのも、先生・事務局・依頼者の理解ある対応のおかげだと思い感謝しています。最近では依頼者の方の名前と顔も一致し、多少余裕もでき笑顔でお迎えすることもできるようになりました。逆に名前を覚えていただき呼んでいただけるよりもなりうれしく思っています(*^。^*)。仕事の方は、まだまだ半人前でスムーズに動けず四苦八苦していますが、私なりのペースではありますが、1つ1つ理解して前へ進み、依頼者の方にとってよい方向へ進むようにお手伝いできるようにしていきたいと思っていますので今年もどうぞよろしくお願い致します。



事務局 溝江 恵美子

早いもので、私がこの事務所にお世話になって1年が過ぎようとしています。平田先生をはじめ、事務局の皆さんに温かく迎えてもらい、スタートを切ることが出来ました。

新事務所設立の開所式には、たくさんのお客様に来ていただき温かい開所式になったことを覚えています。法律事務の仕事は、何もかもが初めてで、皆さんにご迷惑をお掛けしながら毎日無我夢中でここまでやってきましたように思います。覚えることがたくさんあり日々勉強ですが、毎日が新鮮で事務所に来るのがとても楽しいです。

先日は、入ってすぐの頃に、一度だけお会いした依頼者の方が名前を覚えてくださっていて嬉しい気持ちになったのと同時に、依頼者の方一人一人に誠意を持って接していくなればと改めて感じました。私の天然ブリを(私は天然じゃないと思っていますが)目の当たりにしている事務所の皆さんには、私の眞面目なコメントを見て、吹き出しているんじゃないのかと心配しますが(^_~)，これからも何事も笑顔で乗り切りますのでよろしくお願ひ致します。



事務所行事からー「夏の事務所旅行」

夏の思い出といえば、やっぱり甲子園!!...ではなく初めての事務所旅行。一泊二日で淡路島へ行きました。今回はあまりきっちりした計画は立てずに、テーマは“ゆったり”。

まず、最初は淡路夢舞台へ。温室をゆっくり一回りしてパンダやジャスマシン、ブルメリアなどエスニックに演出された庭を楽しみました。その後、CMでもお馴染みの“♪ホテルニューアワジ～♪”に到着。早速、海を眺めながら、ゆったりと温泉に浸かりました。極楽極楽～。

屋上の足湯ガーデンでは、受付のおばちゃんの「吉本の〇〇が来てね～」という芸能ネタで盛り上がり、「くにうみの湯」、「淡路棚田の湯」、「天宮の雫」と大浴場を渡り歩き、はては部屋のジャグジーまで、二日間でお風呂を満喫しました。

次の日は四国に足をのばし、春陽軒で徳島ラーメンをすすり、午後からは大塚国際美術館でしばし休憩。お土産にミロとアンソールの画集を買い、いつか世界各国の美術館めぐりをする自分を思い描きながら帰路につきました。(美)



【事務員紹介】平田美奈子さん

平田美奈子さんは、うちの事務所の“スーパーウーマン”こと青色専従者です。会計&弁護士秘書&債務整理の事務をしています。ええ、そうです。私のかみさんです。お茶目な弁護士と眞面目なかみさんとの取り合せです。はい。ええ。世話になってしまいます。決して頭は上げません。アイテッ！(元)

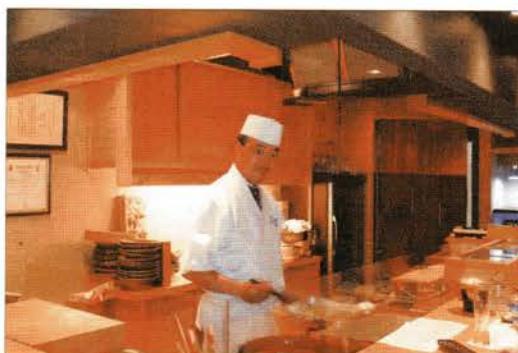
姫路のおいしいお店

事務所でよく利用する、天ぷらのお店

【白雲まこと】

兵庫県姫路市魚町18 TAISEI PRIDEビル2F
<http://www.wine-makoto.com/>

自信を持ってお奨めします。今回は、オーナー中島建二さんに特別寄稿をいただきまし
た。テーマ「食育」です。第1弾。



【白雲まことカウンターから】

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

まず、皆さん食育という言葉を耳にされた方も多いと思います。2005年に食育基本法というものが制定されました。

「食」を通しての「人間形成」又、「生きる上での基本として、知育、德育及び体育の基礎となり、様々な経験を通じて「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる事を食育を推進していく」ということです。「食は命なり」という言葉があります。人間は「食」がないと生きていけないと思います。

その毎日食べる物も安けりや良いという考え方にはもうやめた方がいいと思うこ

の頃・・・地産地消という言葉が最近、よく耳にするようになりました！地元の物を地元で消費する事。たとえば、日本で作ったものを日本で消費しましょう！

ということです。日本の食糧自給率は約40%、60%は輸入といった状況です。輸入物でも中国の農薬問題や偽装事件など、消費者も見極める力を養っていく努力も必要だと感じます。
(つづく)

日本料理専門調理師食育推進員
中嶋 建二



【ジョージ・アダムスにて】

いかかがでしたでしょうか？人間にとつて「食」は欠かせないものです。同じ食べるなら見た目もよく、素材を生かしたおいしいものをお洒落に食べたいですよね。「まこと」のオーナー建ちゃんは、人当たりの良い方で、ソムリエでもあるので播州の素材を使った天ぷらに合うワインセレクトでお料理を提供していただけます。揚げたての四季を感じさせる旬の天ぷら一度味わってみてはいかがでしょうか？(ひ)

編集後記

当事務所の事務所ニュース「市民法律だより」。

第1号に続き、第2号を発行することができました。

今回も楽しく読んでいただけたでしょうか。

事務所も2年目に突入し、初心を忘れることなく所員一丸となって頑張ってまいります。市民法律だよりも事務所同様、進化し続けることができますように・・・(恵)